

鳴門市障がい者活躍推進計画

1. 基本事項	
機関名	鳴門市
任命権者	鳴門市長、鳴門市消防長、鳴門市企業局長、鳴門市議会議長、鳴門市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)
課題	令和6年6月1日現在の障がいのある職員の雇用状況は、法定雇用率を達成するために必要な職員数を満たしている状況であるが、法定雇用率は段階的な引き上げが予定されており、令和8年7月1日より3.0%に引き上げ予定である。 このため、令和7年3月31日までの計画期間である鳴門市障がい者活躍推進計画を令和7年4月1日から令和12年3月31日までを計画期間とする、新たな鳴門市障がい者活躍推進計画に改定するとともに、今後も積極的な採用活動を行い、障がい者である職員が仕事にやりがいや満足感をもって働ける職場づくりを推進していく必要がある。
2. 目標	
(1)採用	目標:鳴門市全体での法定雇用率の達成 指標:実雇用率(各年6月1日時点) 評価方法:毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う (参考)令和6年6月1日時点の雇用率:2.77%、雇用者数20人(必要雇用者数20人)
(2)定着	目標:不本意な離職者を極力生じさせない。 指標:鳴門市全体での定着率(今年度在籍職員数/前年度在籍職員数) 評価方法:任免状況通報作成時、前年度からの在籍者定着状況を把握 ※自己都合退職等は事情を鑑み対象から除外する。
3. 取組内容	
(1) 体制整備	
① 組織	1 障がい者の活躍の場の拡大に向けた取り組みの推進及び障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行うため、下記のとおり障がい者雇用推進チーム及び障がい者雇用実務者チームを整備する。また、原則として年に1回障がい者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行う。 (1) 障がい者雇用推進チーム(令和2年4月選任済) ①障がい者雇用推進者(人事課長) ②人事課副課長 ③会計担当部署の責任者(財政課長) ④障がい者である職員(申し出がある場合) (2)障がい者雇用実務者チーム(令和2年4月選任済) ①教育総務課副課長 ②水道企画課副課長 ③議会事務局主査 ④消防総務課副課長 ⑤人事課担当者 2 障がい者雇用推進者、障がい者雇用推進チーム、障がい者雇用実務者チーム、障がい者職業生活相談員等を整備し、組織外の関係機関と連携体制を構築し、相談先などを共有する。

② 人材	1 障がい者職業生活相談員 徳島労働局が開催する「障がい者職業生活相談員資格講習」等の受講に努める。 2 障がい者が配属されている部署の職員 障がい者の活躍促進にかかる研修の受講に努める。 3 全職員 障がい者の活躍推進にかかる知識及び理解を深めるため、研修の受講に努める。
(2) 基本となる職務の選定・創出	
	現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望を踏まえ、年に1回以上聞き取り(人事評価時)や組織内アンケート(任免状況調査時)等を実施し、活躍の場を選定・創出する。 また、上司が聞き取り等を行い、職員と業務のマッチングについて適宜検討を重ねる。
(3) 環境整備・人事管理	
① 職務環境	1 障がい者からの要望を踏まえ、就業に必要な機器等の導入を検討する。 2 必要に応じて就労支援機器の導入、作業マニュアルの作成などを実施する。 3 新規に採用した障がい者については定期的に面談により状況を確認する。 4 1から3については障がい者からの要望は踏まえつつ、他職員にとって過大な負担とならない範囲で適切に実施する。
② 採用・募集	1 継続的に障がい者の特性に応じた業務にかかる職員募集を実施する。 2 採用・募集に当たっては以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施すること。
③ 働き方	1 時間単位の年次有給休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。 2 勤務時間の割り振り変更を積極的に活用するなど、柔軟な働き方を促進する。
④ キャリア形成	本人の希望等を踏まえつつ、研修等の教育訓練を受講することで、能力の向上や専門知識を習得する機会を確保する。
⑤ その他人事管理	障がいのある職員の所属部署等において、日々の勤務状況を観察するとともに、必要に応じて面談を実施し、勤務状況の把握や体調への配慮を行う。
4 その他	
	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大に貢献する。